せんだいしょうがいしゃほけんふくしけいかく だい きせんだいしょうがいふくしけいかく ちゅうかんあん がいよう 仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画 中間案(概要)

I 策定の趣旨等

1 策定の趣旨

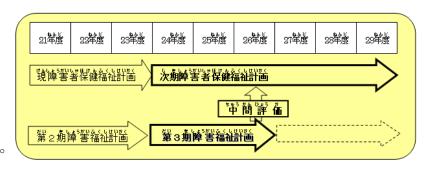
障害者制度が大きく変化する過渡期の現在、制度改革の方向性を見据えながら、これまでの施策の達成状況等をふまえつつ、東日本大震災からの復興を推進し、障害の有無にかかわらず誰もが安全に安心して生活できるまちの実現に向け、新たな「障害者保健福祉計画」及び「第3期障害福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

第3期障害福祉計画は、障害者自立支援法に定める障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として策定するとともに、「障害者保健福祉計画」の前期3年間の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけます。

3 計画期間等

での6年間,第3期障害福祉 計画は,平成24年度から平成29年度までの6年間,第3期障害福祉 サルルング 計画は,平成24年度から平成 26年度までの3年間とします。



Ⅱ 現状・計画の進捗等

1 現状及び課題

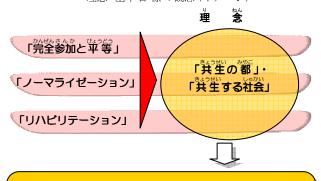
- (1) 障害者手帳所持者数は増加,障害福祉サービスの利用者も年々伸びており,今後も同様と見込まれます。また、社会状況の変化や法改正により、「障害者」の範囲は拡大し、これにあわせた施策の推進が求められています。
- (2) 障害のある方やその家族の高齢化が進んでおり、ライフ・ステージに応じた、きめ細かな支援が必要となっています。
- (3) 平成22年度調査の就労状況では、身体障害者や難病患者は常勤の割合が高いものの、知的障害者や精神障害者は福祉施設での生産活動の割合が高く、また、収入に対する不満が多いなど、障害の特性や状態に応じた支援が必要となっています。

- (4) 障害のある方に対する差別や理解の状況について平成18年度と平成22年度の まょうき ひかく 調査を比較すると、大きな変化はみられず、権利擁護とその推進が一層必要となっています。
- (5) 本市財政が厳しさを増す一方、ニーズの増加や多様化に対応するため、事業を けんしょう かっよう おう たん はっしょう はっしょう はっしゃ というようせい だい こうようせい おう はさく でんかい検証し、必要に応じた見直しを行いながら、緊急性や重要性に応じた施策の展開が求められています。
- (6) 震災からの復興を進める中、被災者の心のケア等の支援を行いながら、災害があっても安全に安心して暮らすことができるような防災対策等を講じていく必要があります。

りょうけいかく 両計画とも、障害者自立支援法施行による大きな変革の中、障害のある方が安心して地域生活ができるよう課題を克服しながら、施策の推進に努めてきました。計画策定にあたっては、今後見込まれる制度改正に対応するとともに、ニーズを的確にとらえ、必要なサービス、支援を提供していくことが求められています。

3 Ⅲ 基本目標及び基本方針

理念・基本目標の概念 (イメージ)



きほんもくひょう

誰もが至いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、 自立した生活を送ることができるまち・仙台の実現

してん

- (1) 自分らしく生き生きと生活する
- (2) 地域でともに支え合い、安心して暮らす
- (3) 生きがいをもって社会で活動・参加する

きほんほうしん 基本方針

- (1) 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進
- (2) 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実
- (3) 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備
- (4) 就労や社会参加による生きがいづくり
- (5) サービスの充実と質の向上

きほんもくひょう 1 基本目標

基本目標の実現にあたっては、3つの してん た せきく すいしん 視点に立って施策を推進します。

きょんほうしん **2 基本方針**

基本目標を実現するための施策の 時かこうせい 方向性として5つの基本方針を定めます。

Ⅳ 施策体系等

1 施策体系

まほんもくひょう 基本目標のもと、基本方針にそって施策を体系的に整理し、総合的に推進します。

1 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進

- (1) 市民理解と相互交流の促進
- (2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進

2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実

- (1) 相談支援体制の強化
- (2) 障害児に対する支援の充実
- (3) 障害特性等に対応した支援の充実
- (4) 保健・医療の推進

3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備

- (1) 地域で生活していくための環境整備
- (2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進
- (3) 震災を踏まえた災害対応の強化

4 就労や社会参加による生きがいづくり

- (1) 障害者就労支援体制の充実
- (2) 多様な就労による生きがいづくり
- (3) スポーツ・文化・芸術活動への支援
- (4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援

5 サービスの充実と質の向上

- (1) サービスを選択できる環境の整備
- (2) 人材の育成・確保

2 重 点 プロジェクト

本計画では、緊急に取り組むべき施策や重点的に取り組むべき課題に対応するため、5つの「重点プロジェクト」を定めます。

(1) 震災からの復興施策の推進

- ・震災を教訓とした災害時等における障害のある方への支援体制の充実
- ・被災した障害者支援施設等の復旧や「こころのケア」の対応強化
- ・きめ細かな支援を提供するための相談支援体制の強化

(2) 障害児への支援の充実

- ・学校・施設等関係機関の連携による幼児期から成年期まで一貫した支援の推進
- ・生活の基礎が培われる時期である就学前の療育体制の強化
- ・放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりの推進

(3) 就労支援体制の推進

- ・関係機関のネットワークによる職業能力開発等や福祉的就労の充実
- ・企業に対する広報や就労機会創出の働きかけ等総合的な就労支援

(4) 精神障害者への施策の充実

- 精神疾患・精神障害に関する理解の普及啓発
- ・精神科救急システムの整備
- ・退院や地域移行の支援、就労支援施策との連携などによる施策の充実

(5) 障害の重度化・多様化への対応の強化

- ・重い障害のある方の地域生活のためのサービス提供や社会参加などの推進
- ・発達障害や難病患者等様々な障害のある方に対する就労や相談などの支援の たい。 たい。 たい。 にゅうこう でもうだん。 ではない。 ではな

でいっきしょうがいふくしけいかく すうちもくひょうとう Y 第3期障害福祉計画の数値目標等

1 数値目標

にようがい かた じゅっしぇん かんてん くに きほんししん そく ほんし 作い 管 害 のある方の自立支援の観点から, 国の基本指針に即し, 本市における第 1 費けいかくおよ だい きけいかくきかんちゅう じっせきとう あ すうちもくひょう せってい 期計画及び第 2 期計画期間中の実績等を踏まえた数値目標を設定します。

(1) 施設の入所者の地域生活への移行

でいせい ねん がつついたちじてん しせつにゅうしょしゃすう にん きじゅん すうちもくひょう せってい マル17年10月1日時点の施設入所者数689人を基準に数値目標を設定します。地域 移行者数は、平成26年度末までに、689人の40% に当たる275人の地域移行を目指します。平成26年度末時点の施設入所者数は、689人の25% に当たる172人少ない、517人とします。

こう もく 項 目	第3期計画目標	だい きすうちもくひょう 第2期数値目標
しせつにゅうしょしゃ ちいきせいかつ いこうしゃすう 施設入所者の地域生活への移行者数	275人	172人
しせっにゅうしょしゃすう 施設入所者数	517人	591人

(2) 福祉施設から一般就 労への移行

平成26年度において、平成17年度実績の 19人の5倍以上、100人の移行を目指します。

また,福祉施設利用者4,182人のうち 15 % の 628人が就労移行支援事業を利用し、就労継続支援事業の利用者の 15 % が 就 労継続支援 (A型) 事業を利用することを目指します。

できる。 項 目	だい きけいかくもくひょう 第3期計画目標	だい きすうちもくひょう 第2期数値目標
なくししせつ いっぱんしゅうろう いこうしゃすう 福祉施設から一般就労への移行者数	100人	7 6人
しゅうろういこうしえんじぎょうりょうしゃすう 就労移行支援事業利用者数	6 2 8 人	
しゅうろうけいぞくしぇん がた じぎょうりょうしゃわりあい 就労継続支援(A型)事業利用者割合	15.0%	

りょうけいかく きくてい しまっ びょういん ちいきいこう しょうがい かた みちか ちいき 利用計画の策定をはじめ、施設や病院からの地域移行、障害のある方が身近な地域で暮らし続ける支援の充実を図っていくため、各区保健福祉センター、専門相談機関 およ していそうだんしえんじぎょうしょとう れんけい そうだんしえんきのう きょうか みこみりょう かくほ つと及び指定相談支援事業所等が連携しながら、相談支援機能を強化し、見込量の確保に努めます。

また、事業者への指導等を通し、利用サービスの質の向上を図っていきます。

をうだんしえんじぎょう おいまじりっしえんきょうぎかい かくくせっち すす とう そうだんしえんたいせい 相談支援事業については、地域自立支援協議会の各区設置を進める等、相談支援体制の再編強化に取り組むとともに、一人ひとりに即したサービスの利用を援助する質の たか 高いケアマネジメント、必要な情報の提供等を行う相談支援体制の確保を図っていきます。

発達相談支援センター運営事業については、北部及び南部の発達相談支援センター 2 館体制により支援を行っていきます。

ちいきかっとうしえん うんえいじぎょう 地域活動支援センター運営事業については、障害特性等に応じた活動の機会や場のでいきょう かくほ はか 提供の確保を図っていきます。

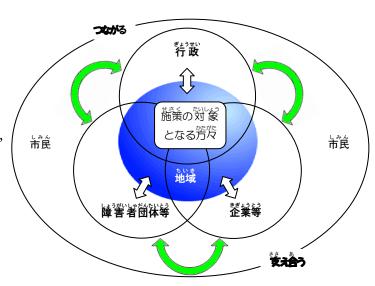
世いねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業及 いどうしえんじぎょうとう かくしゅじぎょう び移動支援事業等の各種事業については、現体制を基本にサービス提供体制を確保し ます。

VI 計画の推進

計画の推進にあたっては、各主体の連携・協調のもと、震災からの復興に向けたまちづくりを推進しながら、障害の有無にかかわらず誰もが安心して地域生活ができるような支援体制の整備を進め、社会全体で障害のある方を包み込み、自立と社会参加等を支援していきます。

また、本市の厳しい財政状況や社会情勢の変化等に応じ、必要な見直し等を行い、 また、本市の厳しい財政状況や社会情勢の変化等に応じ、必要な見直し等を行い、 地等の重点化を図るとともに、新たに設置する審議会において、継続的に計画の進捗 状況を点検・評価し、見直しや次期計画に反映させていきます。

1 各主体の役割



2 推進体制

にようがいしゃきほんほう かいせい う げんざい しょうがいしゃせきくすいしんきょうぎかい あらた あら しんぎかい 障害者基本法の改正を受け、現在の障害者施策推進協議会を 改 め、新たな審議会として立ち上げ、障害者保健福祉計画及び第3期障害福祉計画の進 捗 状 況 の監視(モニタリング)を通し、計画を評価、その結果を公表し、必要に応じて見直しを行うとともに、次期計画や施策等に反映させていきます。

せんだいししょうがいしゃほけんふくしけいかく だい きせんだいししょうがいふくしけいかく ちゅうかんあん 仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画(中間案)

に対するみなさまのご意見を募集します

「仙台市障害者保健福祉計画」及び「第3期仙台市障害福祉計画」について、みなさまの声 はいる、はんえい きままな だい きせんだいしょうがいふくしけいかく はい きせんだいしょうがいふくしけいかく はい きまな だい きせんだいしょうがいふくしけいかく ままな だい きせんだいしょうがいふくしけいかく ままな だい きまる にゅう はいまん きまる と はんえい きまる ため、ご意見をお聞かせください。

ま見の提出方法

にんい しょしき つぎ じこう きにゅう せんだいししょうがいきかくか 任意の書式に、次の事項を記入し、仙台市障害企画課までお送りください。

- ・ 住所(法人や団体の場合:所在地)
- ・ 氏名(法人や団体の場合:法人名または団体名と代表者氏名)
- ・ 中間案に対するご意見(様式自由)

方法	^{あてさき} 宛先	
ゅうそう 郵送	〒980-8671 仙台市 障害企画課 「郵便番号とあて名だけで届きます)	
ファクス	022-223-3573	
e メール	shogai-keikaku@city.sendai.jp	

世んだいし 仙台市ホームページからも送ることができます。詳しくは下記URL をご覧ください。

http://www.city.sendai.jp/fukushi/shogai/keikaku/1201086_1719.html

いけんぼしゅうしめきり 意見募集〆切

お問合わせ先

TEL 022-214-8163